

発委第3号

令和7年2月19日

瑞穂市議会議長 庄田 昭人 様

提出者 瑞穂市議会運営委員会
委員長 若井 千尋

瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

次の理由により、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び瑞穂市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

記

提出理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布等により、条例の改正を行うもの。

瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年瑞穂市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第３０条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１９条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４９条において」を削る。

第２８条第２項中「この章において」を削る。

第３２条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第３３条第３項中「この章において」を削る。

第３９条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第４０条第３項中「この章において」を削る。

第４９条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年瑞穂市条例第１号）新旧対照表

改正後（案）			改正前		
（定義） 第２条 略 ２～９ 略 １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）<u>第２条第９項</u>に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３ 略 （利用及び提供の制限） 第１２条 略 ２～４ 略 ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			（定義） 第２条 略 ２～９ 略 １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）<u>第２条第８項</u>に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３ 略 （利用及び提供の制限） 第１２条 略 ２～４ 略 ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで<u>及び第３０条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第１２条第１項から第３０条	略	略	第１２条第１項から第３０条	略	略
第３９条第１	又は第１２条第１項及び第	第１２条第５項の規定によ	第３９条第１	又は第１２条第１項及び第	第１２条第５項の規定によ

項第 1 号	2 項の規定に違反して利用されているとき	り読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 1 0 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 3 9 条第 1 項第 2 号	略	略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

項第 1 号	2 項の規定に違反して利用されているとき	り読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 3 9 条第 1 項第 2 号	略	略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

2 略

(1) 略

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 略

(2)・(3) 略

3 略

（開示請求権）

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下 「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下 「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第28条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の

2 略

(1) 略

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生 に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 略

(2)・(3) 略

3 略

（開示請求権）

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第28条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の

決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

3 略

(訂正請求権)

第32条 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 略

(訂正請求の手続)

第33条 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議

決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

3 略

(訂正請求権)

第32条 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 略

(訂正請求の手続)

第33条 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議

長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

(利用停止請求の手續)

第40条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

(利用停止請求の手續)

第40条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。